

第4期特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A

1. 特定健康診査について

【受診券・利用券の配布について】

問1 特定健康診査の受診券や特定保健指導の利用券を、紙ではなく、電子媒体にて対象者に配布することは可能か。

(答) 特定健診・特定保健指導実施機関において、有資格者か否かの判別や、契約で定めた実施内容、保険者への請求額を算定するための各保険者が設定する窓口負担額を確認するために、必要な情報の確認及び保管ができるように対応していれば可能。

なお、必要な情報については、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）にて示している受診券及び利用券の様式を参考にすること。

【検査項目について】

問2 尿検査で4+以上の結果が出た場合、実績報告時はどのように記録すれば良いか。

(答) 「5.+++」と記録すること。

【問診票について】

問3 標準的な質問票において、「条件1：最近1ヶ月間吸っている」はどのように考えたら良いか。

(答) 健診前1ヶ月間に1本以上吸っている場合は、条件1を満たす。

【問診票について】

問4 標準的な健診・保健指導プログラム第2編に示されている別紙3標準的な質問票の質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日当たりの飲酒量」は、どのように回答すればよいか。

(答) 質問項目18について「⑦やめた」「⑧飲まない（飲めない）」と回答した場合、質問項目19については回答不要。

【実績報告について】

問5 基本的な健診の項目である身体計測（腹囲又は内臓脂肪面積）、血中脂

質検査（LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール）及び血糖検査（空腹時血糖又は HbA1c、随時血糖又は HbA1c）において、それぞれの項目で複数の検査結果を保険者が保有している場合や、詳細な健診の項目において、実施できる条件に該当しない者の詳細な健診の項目に係る検査結果を保険者が保有している場合（血清クレアチニン検査を一律に実施している等）は、健診情報の管理等のため、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険中央会に当該検査結果を含む健診結果を提出しても差し支えないか。

（答） 差し支えない。